

平成 27 年 3 月 27 日

東京大学大学院農学生命科学研究科・農学部研究不正再発防止策

東京大学大学院農学生命科学研究科・農学部

【1】はじめに

研究不正を事前に防止し、健全な学術の発展を推進するために本研究科が平成 27 年 3 月に定めた東京大学大学院農学生命科学研究科・農学部研究倫理アクションプランに基づき本研究不正再発防止策を定める。

【2】研究倫理教育の充実

1. 農学生命科学研究科・農学部における研究倫理の教育のための教材の作成

(1) 作成する教材の種類

農学部共通科目「農学リテラシー」、「研究倫理に関する講習会（レベル 1）」、「研究倫理に関する講習会（レベル 2：日本語版／英語版）」、「研究倫理に関する講習会（レベル 3：日本語版／英語版）」のそれぞれの実施に備えて教材を作成する。

(2) 教材の内容

これら教材に盛り込む事項として、(1) 研究活動における捏造・改ざん・盗用の禁止、(2) 研究ノート的重要性とそのつけ方、(3) 研究データや資料・試料の保存、(4) 論文著者の責任、(5) 研究室における教職員・学生間の円滑なコミュニケーションの重要性、(6) 盗用検出ソフトウェアの活用等による学位論文のチェック、(7) 研究費の適切な執行、(8) 研究における不正や研究費執行の不正の過去の事例と教訓、(9) 通報窓口の活用など身近に起きた不正への対応方法、などを予定する。

2. 学生への研究倫理の教育

(1) 学部学生の教育

新たな農学部共通科目「農学リテラシー」の創設：平成 28 年度農学部進学者の W ターム（1-2 月）に、学部共通科目「農学リテラシー」を開講する。この科目は農学部の全専修で必修科目とする。

農学部の進学者ガイダンス（3 年生の 4 月）において、全員に、環境安全ガイダンスなどとともに、「研究倫理に関する講習会（レベル 1）」を受講させる。

(2) 大学院での研究倫理教育

修士および博士課程大学院生、大学院研究生、研究指導受託学生、大学院外国人研究生、特別研究学生等（学部学生と合わせて、以下学生とする）には全員、初年次の 4 月における大学院入進学者ガイダンスにおいて、環境安全ガイダンスなどとともに「研究倫理に関する

講習会（レベル2：日本語）」または「同（英語）」を受講させる。

3. 教員、職員、研究員への研究倫理の再教育

教員（専任教員、特任教員、客員教員）および各種研究員（特任研究員、学術振興会特別研究員、受託研究員、農学研究員等）は、年に1回「研究倫理に関する講習会（レベル3：日本語）」または「同（英語）」を受講しなければならない。受講の機会を確保するために同研修は年に2回開催する。

【3】研究資料（ノート、データ、資料、試料）の保存

1. 研究不正防止のために保存すべき資料

各教育研究ユニット（教育研究安全衛生マネジメントシステムユニットに対応する組織、研究室等、以下MSユニット）では、所属学生・研究員等の研究ノート、実験データ、調査結果など、オリジナルの資料（オリジナル資料の保存が不適切な場合は、それに代わる物）を保管し、研究のトレーサビリティを確保する。研究室の様態によってはMSユニットによらない単位で実施しても良い。ジャーナル論文の受理後速やかに論文作成資料（データ等）一式を、デジタルファイルとして研究科へ提出する（後述）。

2. 研究ノートの記録方法

本研究科・学部の教員、各種研究員、学生ならびに研究に携わっている技術職員等は、全員が研究ノートをつけ、それを保管するものとする。研究ノートは、後日の追記による改竄や捏造ができないように、各分野に適合した方法により記載する。

3. 研究科の資料保存体制と研究倫理担当者の役割

研究科研究倫理担当者は、農学生命科学研究科で1名を任命する。各専攻・附属施設では専攻長もしくは附属施設長が研究倫理担当者を務める。

専攻・附属施設の研究倫理担当者は、基幹講座、協力講座、寄付講座等のMSユニットの責任者と相談しつつ、それぞれ保存すべき資料ならびに保存期間を決定する。必要な場合には、研究科研究倫理担当者とも相談のうえ、MSユニットに対してノート・資料の保存に関する指導・助言を行う。

研究科研究倫理担当者は、東京大学本部の研究倫理担当部門からの指示にしたがって、研究不正防止のための制度設計や調査を行う。また、各専攻・附属施設の研究倫理担当者から、メタデータを定期的に受け取り、研究科の共有計算機で保管する。必要に応じて、保存対象範囲の改訂や保管方法の改善などについて指示・助言を行う。

4. 資料保管の対象、方法、ならびに期限

専攻・附属施設の研究倫理担当者がメタデータを収集する対象は、基幹講座・寄付講座の教員（特任・客員教員を含む）、各種研究員、大学院学生、学部学生、研究に携わっている技術職員、支援職員等のほか、当研究科の附属施設・アジア生物資源環境研究センター・生物生産工学研究センター以外による協力講座・連携講座等で兼担している教員に指導を受けている

大学院学生、大学院研究生、学部学生である。附属施設等の研究倫理担当者がメタデータを収集する対象は、施設専任の教員、各種研究員、技術職員、支援職員のほか、卒論を指導している学部学生と協力講座の大学院生、大学院研究生である。

研究ノートを必ず保存対象に含める。ノート以外に保存すべき研究データは、ユニットごとに異なり得るが、できる限りオリジナルに近い資料を保管する。

5. 研究科の共有計算機でのメタデータと公表論文に関する研究データ等の保管

これまでに述べたように、研究科が直接保存するデータは、次の2種類である。

① メタデータ

② 公表論文等に関わる研究資料等のデジタルファイル

保存は、研究科がトレーサビリティの確保に責任をもつことを目的とする。各MSユニットは、保存している研究ノートと研究データ等のリストを「メタデータ」として作成し、定期的に（たとえば毎年3月に）、それを専攻・附属施設の研究倫理担当者を通して研究科研究倫理担当者へ提出する。同様にジャーナル論文受理時には当該論文作成に用いた研究資料を提出する。

6. 研究試料（サンプル、生物試料、アンケート用紙など）の保存について

研究に用いた生物、組織、細胞、抽出物などの試料は、研究の再現性を担保するために必要であり、論文発表後も、関連分野の研究者から分譲の要請がある場合も想定して、保存することが望ましい。当研究科では自然環境や圃場・山林等の保存が困難な試料も多種あるが、可能な範囲で保存することを心がける。なお、社会科学分野では、しばしば個人や組織に対してアンケートによりデータを得る作業が行われている。集めたアンケート用紙には、しばしば個人情報が含まれており、アンケート用紙の保存には情報漏洩防止の観点からも注意する。

【4】学位論文審査

学位論文審査においては、著作物の剽窃・盗用を防止するソフトを活用して記述のオリジナリティを必ず確認するとともに、論文審査体制の点検・見直しを全専攻で実施する。また、基幹講座および協力講座、兼任教員間の主査、副査の役割を確認し、厳正かつ的確な審査を実施する。

【5】その他

1. 研究不正の疑惑が生じた際の対応の体制

農学生命科学研究科では、ハラスメント等対策室が、研究不正の告発を受け付ける窓口となっている。全学的には東京大学コンプライアンス相談窓口や科学研究行動規範委員会窓口で、研究不正の相談や告発を受け付けている。学生向け、教職員向けそれぞれの研究倫理ガイドランスにおいて、告発窓口を周知するとともに、研究科のウェブページでも分かりやすく掲示する。

2. 適切なオーサーシップ

論文が投稿される前に、必ずすべての共著者が論文全体を校閲し、必要に応じて生データにさかのぼって確認し、各自の研究上の役割分担を明確にする。これにより研究に携わっていないにもかかわらず共著者に名を連ねる「ギフトオーサーシップ」を防ぐ。

3. 二重投稿の禁止

原著論文は、必ずオリジナルの研究成果でなければならない。同一の研究結果を複数の原著論文へ記載する、あるいは自身の発表済みの研究成果を、別の原著論文に再度記載するなどのいわゆる「二重投稿」は不正と見なす。

4. 研究費の不正使用の防止

研究科主催の講習等において、東京大学の「研究費不正使用防止計画」（2014年6月）の遵守を、研究科の構成員へ周知する。

5. 研究倫理に関連したコンプライアンス

研究倫理は、単に研究不正の防止に留まらず、生命倫理、環境倫理、技術倫理などに関する規則や法令を遵守することが前提となっている。実験廃液の処理、劇物・毒物・向精神薬の管理、試薬・農薬の取扱い、遺伝子組換え生物の取扱い、病原性微生物実験の取扱い、適正な動物実験、放射性同位元素・放射線の取扱いなどについては、それぞれ諸規程が整備され、講習会も開講されているが、より一層の徹底をはかる。また、インターネットの適正な利用や著作権侵害の防止など情報倫理の徹底、野外活動や国際交流での法令遵守、環境保護、安全の確保などの一層の定着を図る。

また、研究所等に所属する兼担教員に対しても、指導する大学院生の研究指導から学位論文審査に至るまでの法令遵守教育を本防止策に基づいて進める。

6. 研究不正の起こりにくい環境づくり

各専攻・附属施設の研究倫理担当者においては、MSユニットの責任者だけでなく、他の教員、学生、研究員などとも意思疎通を図り、全員の要望を聞きながら専攻・附属施設の研究環境の改善を図る。場合によっては、研究科研究倫理担当者と相談して、ユニットの責任者に対して必要な指導・助言をする。特に、若手研究者が従属を強いられることなく自立した研究活動を遂行できるよう自由な議論に基づく開放的な研究環境の形成に努める。このために、現行の「研究科研究交流会」の充実を図り、研究室・専攻を横断する大学院生を含む若手研究者の交流を促進する。